

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第18号
平成27年1月30日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

建設業等からの暴力団排除対策の徹底について

このたび、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が成立し、同法による改正後の建設業法（昭和24年法律第100号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）において、許可の欠格要件等に暴力団排除条項が整備され、平成27年4月1日に施行されることとなった。今後、各都道府県において、建設業法等の改正を踏まえた暴力団排除対策の推進が図られることから、各都道府県警察にあつては、都道府県との連携を強化し、建設業等からの暴力団排除対策の徹底に努められたい。

なお、本通達に並行して、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添「建設業許可に係る暴力団排除の実施について」（平成27年1月30日付け国土建推発第50号）が発出されているので参考とされたい。

記

1 建設業法等の改正

建設業の許可については、これまで建設業法第7条第3号のいわゆる不誠実条項の解釈により暴力団排除を行っており、これに該当する事由が許可後に判明した場合であっても、許可を取り消すことができなかったところ、今般の建設業法の改正により、許可に係る欠格要件に暴力団排除条項が追加されるとともに、暴力団排除条項該当事由が許可後に判明したときは、許可を取り消さなければならないこととなった。

また、浄化槽工事業及び解体工事業については、都道府県知事への登録が義務付けられているところ（注1）、今般の浄化槽法及び建設リサイクル法の改正により、登録の拒否事由及び取消事由に新たに暴力団排除条項が盛り込まれた。

※注1：浄化槽工事業を営もうとする者が、建設業法上の土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている場合は、浄化槽工事業の登録は要しないこととされており、また、解体工事業を営もうとする者が、建設業法上の土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業の許可を受けている場合は、解体工事業の登録は要しないこととされている。

2 暴力団排除に関する規定

(1) 建設業の許可に係る欠格要件（建設業法第8条関係）

建設業の許可に係る欠格要件は、以下のとおりである。

ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員等を含む。）が暴力団員等に該当するもの

ウ 法人でその役員等（注2）又は政令で定める使用人（注3）のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの

※注2：「役員等」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされている（建設業法第5条）。

※注3：「政令で定める使用人」とは、支配人及び支店又は営業所の代表者とされている（建設業法施行令第3条）。

エ 個人で政令で定める使用人のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの

オ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 建設業の許可に係る取消事由（建設業法第29条関係）

都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が上記の欠格要件に該当するときは、当該許可を取り消さなければならないこととされた。

(3) 浄化槽工事業及び解体工事業の登録に係る拒否事由（浄化槽法第24条及び建設リサイクル法第24条関係）

浄化槽工事業及び解体工事業の登録に係る拒否事由は、以下のとおりである。

ア 暴力団員等

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの

ウ 法人でその役員（注4）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

※注4：「役員」とは、「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされている（浄化槽法第22条、建設リサイクル法第22条）。

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(4) 浄化槽工事業及び解体工事業の登録に係る取消事由（浄化槽法第32条及び建設リサイクル法第35条関係）

都道府県知事は、登録を受けた浄化槽工事業者又は解体工事業者が上記の拒否事由に該当するときは、当該登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとされた。

3 各都道府県警察の対応

(1) 合意書の見直し

建設業の許可に係る照会・回答については、都道府県警察と都道府県が締結した合意書に基づき行われているところ、今般の改正を受け、合意書の見直しを検討する必要があることから、各都道府県警察にあっては、都道府県の担当部局と調整を図ること。

(2) 照会・回答

合意書に基づく照会を受理した際には、速やかに警察庁情報管理システムによる確認を行うとともに、必要に応じて補充調査を行うなど、迅速かつ正確な回答に努めること。なお、照会の受理に当たっては、照会事項を電子データで記録した電磁的記録媒体の添付を求めるなど、相互の円滑な連携に配慮すること。

(3) 積極的な通知

建設業の許可を受けている事業者が欠格要件に該当する事実を把握したときは、都道府県に対して積極的な通知を行うこと。

(4) 浄化槽工事業及び解体工事業の登録に係る照会の対応

浄化槽工事業及び解体工事業の登録に係る照会の対応については、原則として合意書を締結せず、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づいて対応すること。なお、文書で回答を行う場合には、建設業許可に係る合意書の様式に準じた書面を用いること。

4 留意事項

(1) 適切な保護措置等

許可の却下や取消等を行う際に都道府県の担当者から相談等を受理した場合には、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

(2) 情報管理の徹底

照会書や電磁的記録媒体の受け渡しについては、紛失等による情報漏洩を防止する観点から原則として手交で行うなど、情報管理に万全を期すこと。

(3) 事件化の検討

建設業法等では、許可の不正取得や虚偽書類の提出等に罰則規定が設けられていることから、これらに該当する事実を把握したときは、積極的に事件化を検討すること。

別添

平成27年1月30日
国土建推発第50号

各都道府県建設業担当部長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業許可に係る暴力団排除の実施について

建設業からの暴力団排除については、これまでも警察当局との緊密な連携のもとに積極的な取組を実施してきたところですが、今般、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、平成27年4月1日に施行されることから、当該改正内容を踏まえ、従来の「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除の実施に係る合意書（案）」の見直しを行い、別添のとおり、新たな合意書（案）を作成し、所管地域の各警察本部と合意書を締結するよう北海道開発局、各地方整備局及び沖縄総合事務局宛てに通知したので、参考までに送付します。

なお、建設業法等の一部を改正する法律により、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）も改正され、建設業に含まれる浄化槽工事業及び解体工事業の登録についても暴力団排除条項が整備されました。このため、浄化槽工事業及び解体工事業からの暴力団排除についても、都道府県警察と適切な連携が図られるよう、これらの業を所管する担当部局に周知していただきますようお願いいたします。

※ 別添省略